

## 1. 7GHz 帯周波数移行促進にかかる 3 者合意について

沖縄セルラー電話株式会社、KDDI 株式会社及び楽天モバイルネットワーク株式会社は、平成 30 年総務省告示第 34 号（第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針）（平成 30 年 1 月 26 日）に従い、下記の内容について共同で実施することに合意しました。

- (1) 1,710MHz を超え 1,850MHz 以下の周波数を使用する公共業務用無線局（以下、「公共業務用無線局」という）を対象として、周波数割当計画における使用期限（平成 37 年 3 月 31 日）前に、新たに割り当てられた周波数帯域へ移行措置（以下「終了促進措置」という）を実施します。
- (2) 終了促進措置の費用として、公共業務用無線局の免許人（以下、「対象免許人」という。）との合意に基づき、終了促進措置に係る費用の全部を連帯して負担します。費用の範囲や内容、金額等については、別紙に示す事項で負担します。
- (3) 本合意から 1 ヶ月以内に、終了促進措置の実施概要を対象免許人に周知し、かつ、本合意から 3 ヶ月以内に、実施手順を対象免許人に通知します。
- (4) (3)の実施前に対象免許人との間で、(3)の事項の実施について協議を行います。
- (5) 対象免許人との間で、終了促進措置の実施内容及びその実施時期並びに当該措置に係わる終了促進措置の費用範囲、方法、及び公共業務用無線局と特定基地局が周波数を共用する場合の共用条件、その他の終了促進措置の内容について協議を行います。
- (6) 本合意の日から 1 ヶ月以内に、対象免許人からの問合せ窓口を設置します。
- (7) その他終了促進措置の目的を遂行するため、別紙に示す事項を実施します。
- (8) 上記(1)から(7)に定める事項及びその他必要な事項を遂行する目的で、共同企業体を共同で設立及び運営します。

2018 年 5 月 31 日

沖縄セルラー電話株式会社  
KDDI 株式会社  
楽天モバイルネットワーク株式会社

以上